

「東京防災」販売に関する協定書

東京都総務局長を甲とし、《事業者名》を乙とし、甲乙間において、「東京防災」販売に関し、次の条項に基づいて協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(販売の目的)

第1条 甲は乙に対して、「東京防災」（以下「売払物品」という。）《部数》部を1部あたり97円（税抜）に消費税を加えた価格で売払する。乙は、甲から買い受けた「東京防災」を店頭等において130円（税抜）に消費税を加えた価格で販売することとする。

(代金の納付)

第2条 乙は、売払代金《売払代金》円を甲の発行する納入通知書に定める納付期限内に、甲に納付するものとする。

2 乙は、前条に規定する納付期限までに物品売払代金を納付しない場合は、納付期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、当該納入金額について、年5パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。この場合において、年あたりの割合はうるう年を含む期間についても365日の割合とする。

(売払物品の引渡等)

第3条 売払物品の引渡は、原則として協定締結後一週間以内に、原則、甲が郵送等により乙の指定する場所1ヶ所に納品する。送付に係る経費は甲が負担する。なお、引渡は当該売払物品の所在する場所において行うこともできる。

2 乙は、前項の引き渡しを受けたときは、物品受領書を甲に提出するものとする。

3 甲が特に承認した場合を除き、乙の都合により売払物品を甲に返還することはできない。

(協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から乙が店頭等で販売終了する日までとする。

乙は販売終了した場合は、速やかにその旨を甲に報告することとする。

(権利の譲渡等)

第5条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ、若しくは担保に供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(天災その他不可抗力による引取期限の延長)

第6条 乙は、天災その他の不可抗力、又はその他乙の責めに帰すことができない理由により売払物品の引取を完了することができないときは、甲に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により引取期限の延長を求めることができる。この場合における延長

日数は、甲と乙とが協議して書面により定める。

(協定の解除)

第7条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、協定を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なく本協定の規定に違反したとき。
- (2) 乙が募集要項の資格要件を失ったとき。
- (3) 乙に本協定に関する義務履行の意思がないと認められたとき。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていると認められるとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 乙は前項の規定により協定が解除されたときは、直ちに甲に売払物品（既に販売したものを除く）を返送し、売払代金の1/10に相当する額を違約金として甲の指定した期限までに納付しなければならない。
- 3 甲は第1項の規定により協定を解除したときにおいて、乙が納入した売払代金があるときは、既に販売した数量相当額を除いてこれを返還する。ただし、当該返還金に利息は付さない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第7条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項第1号の規定による解除の場合に準用する。

（返還金の相殺）

第8条 甲は、第7条第3項の規定により代金を返還する場合において、乙が違約金又は延滞金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する代金の全部又は一部と相殺する。

（契約外の事項）

第9条 この協定書に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙とが協議して定める。

（合意管轄）

第10条 この協定に係る訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

上記協定の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
氏名 東京都総務局長 印

乙 住所 《所在地》
氏名 《事業者名》
《協定締結者名》 印